

千葉県自主防災組織育成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び千葉県地域防災計画に基づき、千葉県が行う自主防災組織の育成に関する指導等について、必要な事項を定めることにより、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱について次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に被害を防止し、若しくは軽減するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織した町内会、自治会等をいう。
- (3) 推進機関 総合政策局危機管理部防災対策課（以下「防災対策課」という。）をいう。
- (4) 実施機関 各区役所、消防局をいう。

(認定の基準)

第3条 自主防災組織の認定にあたって、次に掲げる基準に適合していると認められるものは自主防災組織として認定するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 住民組織を単位として結成された組織
 - イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模及び形態等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該組織の総意により、地域を分割して結成された組織で市長が認めたもの
- (2) 別表第1に例示する組織を編成し、かつ、別表第2に例示する役割分担に基づいて活動する組織であること。

(認定の申請)

第4条 自主防災組織の認定を受けようとする団体の代表者は、千葉県自主防災組織認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 組織規約
- (2) 防災計画
- (3) 加入世帯名簿
- (4) その他市長が必要と認める書式

(認定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、第3条の規定により自主防災組織として認定したときは、千葉県自主防災組織認定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定を受けた自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主防災組織の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 表第2に例示されている活動等（以下「活動等」という。）を5年間実施せず、かつ、指導助言を行ってもなお、活動等が見込めないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、千葉市自主防災組織認定取消通知書（様式第3号）により代表者に通知するものとする。

(活動結果報告書の提出)

第7条 認定を受けた自主防災組織の代表者は、毎年度当初に前年度の活動結果を自主防災組織活動結果報告書（様式第4号）に記載して、市長に提出するものとする。

(解散の届出)

第8条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織を解散しようとするときは、自主防災組織解散届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

(育成方針)

第9条 自主防災組織の育成にあたっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(業務)

第10条 推進機関及び実施機関が行う自主防災組織の育成に関する業務は、別表第3のとおりとする。

2 推進機関及び実施機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに相互に協力しなければならない。

(結成の指導)

第11条 自主防災組織の結成については、住民組織との協力の機会を捉えて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その自主的な結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

(活動の指導)

第12条 自主防災組織の活動については、その実効性を発揮するため自発的な活動を計画的に行うよう働きかけ組織の活性化を図るよう指導する。

(管理台帳)

第13条 自主防災組織管理台帳（様式第6号）及び活動記録台帳（様式第7号）については、各区地域づくり支援課が保管する。ただし、その写については、防災対策課が保管する。

(保管)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、千葉市自主防災組織助成要綱（平成6年4月1日施行）により、現に設置助成を受け防災用品を整備している組織にあつては、第3条の規定により設置された自主防災組織とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の様式に調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

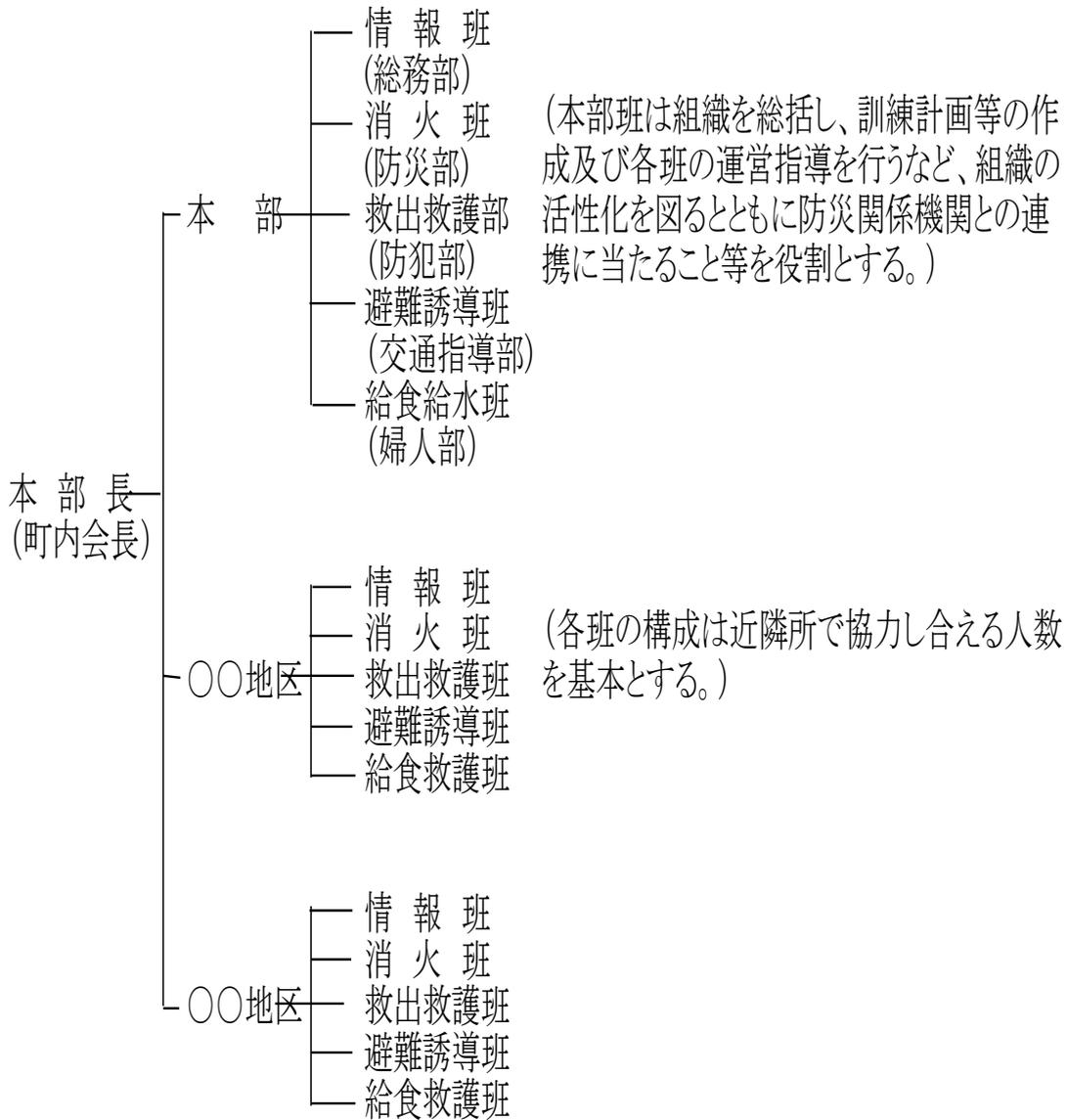
附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 自主防災組織編成例



備考

- 1 住民組織の機構(活動分野)の1つとして自主防災組織を位置づけることが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。
- 2 この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情(例えば、水害のおそれのある地域では、水防班を置くなど)に応じて編成することが望ましい。
- 3 本部組織中のカッコ内は、既存の町内会等の機構をそのまま活用した場合の編成例である。

別表第2 自主防災組織の役割例

活動の考え方	平常時の活動	災害時の活動
班構成	各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により区域内の住民の防災に対する関心を維持し、災害時における行動力を養う。	災害の実態に応じた活動態勢をとる。例えば火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。このような方法で全班が協力して災害に対処する。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する知識の普及 ○講演会の開催 ○情報の収集・伝達用器材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集と伝達 ○防災機関に対する災害状況の通報 ○避難勧告等の伝達
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○石油類の管理状況の点検 ○消火用器材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○地震時における出火防止の呼び掛け
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○負傷者等の救出と応急手当用器材の準備と管理 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等 ○救護活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路・避難場所の周知と現状の把握 ○要介護者の把握 ○避難誘導用器材の準備と管理 ○非常持出品の準備と普及 ○避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所の指示 ○避難行動を促すための説得 ○要介護者の避難の手助け ○避難誘導
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○炊飯用具等の準備と管理 ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動 ○各種応急物資等の配布
その他地域の実情に応じ必要とされる班	例えば、水害のおそれのある地区では水防班、がけ崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	

別表第3

- 1 推進機関及び実施機関の共通の業務
 - (1) 防災集会の講師の派遣
 - (2) 映画及び資料等の貸出し
 - (3) 防災情報及び資料の提供
 - (4) 自主防災組織の育成に関する助言等

2 推進機関及び実施機関の個別の業務

機関名	業 務
防災対策課	(1) 自主防災組織の育成に係る企画・立案に関すること。 (2) 防災集会等に関すること。
区役所	(1) 自主防災組織及び他の実施機関との連絡調整に関すること。 (2) 自主防災組織の結成及び防災集会等に関すること。 (3) 助言に関すること。
消防局	(1) 防災訓練及び防災集会等に係る指導に関すること。

備 考

個別の業務に掲げた業務以外の訓練等を行う必要がある場合は、その内容に応じて防災対策課の調整により担当する機関を決定する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請組織名 _____
代表者職氏名 _____
代表者住所 _____
連絡先電話番号 _____
連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市自主防災組織認定申請書

自主防災組織の認定を受けたいので、次のとおり千葉市自主防災組織育成指導要綱第 4 条の規定により申請します。

自主防災組織の名称	
結成年月日	
構成世帯数	
自治会等の名称	
その他	

添付書類

- 1 組織規約
- 2 防災計画
- 3 加入世帯名簿
- 4 その他

様式第2号

千葉市指令 第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市自主防災組織認定通知書

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織の認定について、下記のとおり認定しましたので、千葉市自主防災組織育成指導要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 自主防災組織の名称
- 2 認定年月日

様式第3号

千葉市達 第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市自主防災組織認定取消通知書

千葉市自主防災組織育成指導要綱第6条第1項第 号の規定により自主防災組織の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 自主防災組織の名称
- 2 認定取消年月日

様式第 5 号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市自主防災組織解散届出書

自主防災組織を解散しましたので、千葉市自主防災組織育成指導要綱第 8 条の規定により届け出ます。

解散年月日	
解散理由	

様式第6号 (その1)

自主防災組織管理台帳

		整理番号
		町内自治会等の名称
自主防災組織	名称	
	設立年月日	年 月 日
	構成世帯数	世帯
設置助成物品	基準額	円

自主防災会の代表者の変更

変更年月日	氏名	郵便番号	住所	電話番号

町内自治会等の構成世帯数 世帯

防災資機材購入助成金限度額 年 月 日 世帯 円

交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額 年 月 日 世帯 円

交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材保有状況

--	--

様式第6号 (その2)

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

防災資機材購入再助成金限度額		年	月	日	世帯	円
交付申請経過		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	受理年月日	・	・	・	・	・
	受理番号					
	助成金交付額	円	円	円	円	円

